

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成30年6月19日(火) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時46分

出席者 委 員 委員長 古 沢 ちい子
大 浦 兼 政 浅 野 貴 之 内 海 成 和
針 谷 育 造 白 石 幹 男 松 本 喜 一
梅 澤 米 満
議 長 大阿久 岩 人
傍 聴 者 森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 川 上 均
大 谷 好 一 坂 東 一 敏 青 木 一 男
茂 呂 健 市 小久保 かおる 氏 家 晃
入 野 登志子 千 葉 正 弘 永 田 武 志
福 富 善 明 関 口 孫一郎 針 谷 正 夫
平 池 紘 士 小 堀 良 江 福 田 裕 司
中 島 克 訓

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦
副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 高 橋 綾 子

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

保 健 福 祉 部 長	藤 田	正 人
こ ども 未 来 部 長	松 本	静 男
生 活 福 祉 課 長	島 田	林 治
地 域 包 括 ケ ア 推 進 課 長	首 長	正 博
健 康 増 進 課 主 幹	白 石	孝 江
子 育 て 支 援 課 長	石 川	い づ み
保 育 課 長	小 川	稔

平成30年第3回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成30年6月19日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第72号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第73号 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第67号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第1号）（所管関係部分）
- 日程第4 議案第68号 平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（古沢ちい子君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（古沢ちい子君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりでございます。

◎議事日程の報告

○委員長（古沢ちい子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第72号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 改めまして、おはようございます。本日は、よろしく願いいたします。

ただいま上程いただきました議案第72号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書につきましては49、50ページ、議案説明書につきましては66ページから68ページでございます。

初めに、議案説明書により説明させていただきますので、議案説明書の66ページをごらんください。提案理由であります、平成30年3月30日付で、国が定めております放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正概要につきましては、第10条関係になりますが、放課後児童支援員の基礎資格を改めることでもあります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきますので、67、68ページをお開きください。第10条第3項では、放課後児童支援員の資格要件について規定しておりまして、放課後児童支援員は一定の資格を有する者で、都道府県が行う研修を修了した者でなければならないとしております。

第4号では、教諭となる資格を有する者についての規定を明確化したものであり、改正前は学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校、高等学校、または中等教育学校の教諭となる資格を有する者としておりましたが、改正後は教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者に改めるものでございます。このことにより、特別支援学校の教員免許を有する方や養護教諭の免許を有する者が含まれることになります。

次に、第10号として、新たに放課後児童支援員の資格要件として、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で市長が適当と認めたものを加えるものでございます。このことにより、現行規定では高等学校を卒業していない者につきましては、放課後健全育成事業の研修を受講する資格はございませんでしたので、改正後は、この5年以上放課後健全育成事業に従事し、経験を積んで実績を備えた者について基礎資格を有する者として受講させるというものでございます。

続きまして、議案書により説明させていただきますので、議案書の49ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、次の50ページが改正文になりますが、内容につきましては、ただいま新旧対照表により説明させていただきましたので、末尾にあります附則をごらんください。この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。大浦でございます。

今回の改正によって人数が、支援員の数というものが増えるという感じなのでしょうか。それと、その増える予定の人数を教えていただければと思います。

○委員長（古沢ちい子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 今までの、こういった基礎要件で募集はしていなかったもので、今後こういう改正があつて募集を広げられるということはありますけれども、これですぐ募集が来るかということは、ちょっと今のところ見込みは立っておりません。

○委員長（古沢ちい子君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。今の栃木市において、人数というのは足りている状況であるのか、それとも今後増えていくのか、それについて、ちょっとお聞かせいただければ

と思います。

○委員長（古沢ちい子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 充足しているか、要するに支援員として、栃木市でいう学童保育支援員というふうに呼ばせていただいておりますけれども、その支援員の各学童保育施設について基準どおりに配置はされております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

○副委員長（大浦兼政君） はい。

○委員長（古沢ちい子君） ほかありませんか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 今までの支援員の中で、規制が変わった中で、クリアできない職員というか、そういう方はいないよね。5年経験とかあります。これは別のあれですから、ではないということでもいいですね。

○委員長（古沢ちい子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 今までの、本市につきましては、そういう高校卒業されていない方については、任用されておられませんので、基本的には、これに該当する方はおりません。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 学童保育の条例を見ますと、支援員のほかに補助員というのがおりますよね、補助員もいると思うのですけれども、こうした方々は5年過ぎれば、その資格を得ることができるということなのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 補助員というか、先ほどお話ししましたように県の認定資格研修を受けられた方が放課後児童支援員として認定をされる。それ以外の方は学童保育で任用されている方、栃木市で任用している方についても学童保育支援員として任用はしておりますけれども、その中で有資格者ということで、教員免許であったり、保育士であったりという方については、有資格者として任用はしております。それ以外の資格をお持ちでない方についても任用はしているのです、そういう方が無資格ということにはなりませんけれども、補助員として任用して学童保育を運営しているということになります。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その補助員という方は、別に支援員の要件を満たしていなくても今やっているのではないですか。そういうのではないの。

○委員長（古沢ちい子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 済みません。言葉足らずで申しわけございません。

今まで栃木市では、要するに高卒以上の方を任用しているので、2年以上勤められた方については、今までの受講資格というのは2年以上なのです。2年以上勤められた方については、順次放課後児童支援員としての認定資格研修を受講していただいて、資格を得ることになっております。そういった方で、無資格の方であっても、研修を受けられて、そういう有資格者になられた方が3年で、ここで17人ほどおられます。それが平成31年の末までに全員そういう方を配置しろということになっておりますので、計画的に順次、県のほうの受講して、放課後児童支援員として任用の資格を持つ方が全員配置できるということになっております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 私が聞いているのは、補助員というのは、今資格がなくて、補助員としては、この学童保育に携わっているけれども、学童保育に携わっているものが5年経過すれば、資格要件を満たすというか、そういうことになるというのを聞いているのですけれども。

○委員長（古沢ちい子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 済みません。言い方が悪いのでしょうかね。補助員というか、要するに今うちのほうで任用されている方については、通常の、この条例改正前の方でということ、基準で任用されておりますので、通常2年で、もう資格を得られるのです。ただ、この改正で、高校を卒業されていない方でも5年勤められれば、受講資格があつて、受講資格を受ければ、有資格者として認定できますよということにはなりません。ですから、今の方も2年でできるということにはなりません。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今現在は、そういった方ばかりだということで、今後中学卒業というか、高校卒業ではなくて、中学卒業でも、この学童保育の事業に5年携われば、そういった資格が取れるということによろしいのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） そのとおりでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは地方3団体から、この学童保育の配置基準とか、資格要件を緩和してくれというふうな要望が出て、こういった改正になっているのですけれども、これは人手不足を解消するためということですが、こういったことで、人手不足が解消するかという点なのですか、いかがなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 大いに期待しているところでございます、本市としましては。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 私が思うには、その学童保育の支援員なり、補助員なり、やはり処遇がかな

り悪いと、年収が200万円ぐらいでしょうか。そこら辺が一番要因にあるのではないかなと思うのですけれども、そこら辺はどう考えているでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 処遇につきましても、無資格者の方については、時給、市の臨時職員でございますので、850円ということで、有資格者になりますと、時給1,084円ということになりますので、その辺で処遇は改善されていくことと思われま。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それでもかなり低い給料だと思います。5年以上従事した者であって、市長が適当と認めた者となっているのですけれども、これはこの基準がきちり決まっているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 今のところ内々にということは決めておりませんが、基本的に市長のほうで証明書を付して、その研修を受講させるという形には、そういうふうに省令的にはなっておりますので、うちのほうでも、その方の実務経験というか、実績を見ながら、それでいて順次認定の資格研修に推薦というか、ことを考えてはおります。

○委員長（古沢ちい子君） いいですか。

○委員（白石幹男君） はい。

○委員長（古沢ちい子君） ほかにありますか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） まず、栃木市において支援員が何人いるのか、補助員が何名なのか、ちょっと教えてください。

○委員長（古沢ちい子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 6月現在で支援員は131名、有資格者となる者が104名、無資格者が27名、そのうち有資格者の中でも県のほうの放課後児童支援員の研修を受けていない、認定資格を受けていない方は、まだ32人おります。ただ、うちのほうでは、先ほど申し上げたとおり保育士とか、教員をいらっしゃった方については有資格者ということで、任用させていただいておりますので、時給を上げた形で任用しております。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） わかりました。学童保育をしている、児童の健全育成をしているところというのは何カ所ぐらいやっているのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 済みません。申しわけございません。公立で37、民間で9ということになっております。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 公立というと、ほとんど小学校と考えてよろしいでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 小学校区に1施設ということではなくて、例えば大宮北小学校とか、大きい学校にはクラスを幾つか、4クラスぐらい分けて、学童保育としては1つとして数えなくて、1クラス、2クラスということで数えておりますので、各小学校には、確かにありますけれども、その数え方がちょっと変わってはきます。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） そうすると、民間の場合、9カ所ということは、幼稚園でやっていることでいいのかな。ちょっとお聞きしたい。

○委員長（古沢ちい子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） お答え申し上げます。

認定こども園でやっていらっしゃる、認定こども園さくらでやっていらっしゃるところで、学童が5施設というのですか、5学童保育ということで、さくら学童保育でやっていらっしゃいます。大宮南とかのスマイルクラブみなみということで、そちらは公設民営にはなるのですけれども、そこでもやはり4施設をやっていただいております。それ以外に寺尾とあと大平には大平中央保育園でやっていらっしゃるフレンドというのもありますし、西方には西方保育園でお願いしている、保育園というか、旧西方保育園の場所をお願いしている西方学童保育もありますし、あと真名子には真名子の保護者会でやっていらっしゃる真名子児童クラブというのもあります。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） わかりました。今後とも、これは増える傾向にありますか、状況的に。どうでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 子ども・子育て支援計画の中では、施設整備として増やす計画ではございます。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） この制度を十分に活用してもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） ほかにいかがでしょうか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。社会の環境や親の働き方というのも変わっている中で、最後にちょっと総論的に栃木市放課後児童健全育成事業というのは、主としてどのような重要性和意義を持っているのか、お考えを最後に勉強のために聞かせていただきたいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ちょっと条例改正なので、ではお願いできますか。ちょっと外れてしまいますけれども。

松本こども未来部長。

○こども未来部長（松本静男君） 私に振られるとは思っていませんでしたが、いろいろ考えはありますけれども、放課後健全育成事業につきましては、まず小学校区に全て配置しているというところなので、これから当然、今、学童保育に通っている子供たちが1,900人を超えています。かなり事業も増えてきて、これからまだ増える状況であります。そのために当然環境整備も含めまして、これからどんどん子育て支援の充実も図っていきたいと思います。また、4月に選挙で大川市長になりましたので、大川市長にとっても子育て支援は重点施策の一つですので、今後とも十分に力を入れていきたいと思います。こんなところでよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

○委員長（古沢ちい子君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第72号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第2、議案第73号 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小川保育課長。

○保育課長（小川 稔君） よろしく申し上げます。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第73号 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は51ページから53ページ、議案説明書は70ページから80ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の70ページをお開き願います。まず、提案理由であります。子ども・子育て支援法に基づく内閣府令で定められました、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、引用条項を定めること、第15条、第37条及び第42条関係及び規定の整理を行うこと、第3条、第7条、第36条、第39条、第50条から第52条まで及び附則関係であります。

参照条文は、省略させていただきます。

引き続き、議案説明書の説明をさせていただきます。71ページ、72ページをお開きください。条例改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。

改正の内容ですが、まず第3条第3項につきましては、平仮名、こどもの「こ」を子ども・子育て支援法に定める漢字の子どもの「子」に改めるものであります。

以下、第7条第2項、73ページの第36条第3項、75ページの第39条第4項、77ページの第51条第2項及び79ページの第52条第2項につきましても同様の理由により改正するものでありますので、以後の説明を省略させていただきます。

恐れ入ります。71ページにお戻りください。次に、第15条第1項第2号につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴いまして、項ずれが生じたことにより、同条第9項を同条第11項に改めるものであります。

73ページ、74ページをお開きください。第36条第1項につきましては、「この条」を「この条に」に「に」を加えるものであります。

次に、第37条につきましては、小規模保育事業の利用定員の基準の適用につきまして、栃木市家庭的保育事業等の利用定員の基準の適用につきまして、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に、その定義を定めていることから、国の定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準から条例で定める基準の条項に適用条項を改めるため、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第27条」を「栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第28条」に、「同条に規定する小規模保育事業B型」を「同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型」に、「同条に規定する小規模保育事業C型」を「同条例第33条に規定する小規模保育事業C型」に改めるものです。

以下、次の第2項及び75ページ、第42条第2項につきましても、同様の理由により改正するものでありますので、説明を省略させていただきます。

次に、77、78ページをお開きください。第50条につきましては、「地域保育給付費」を「地域型保育給付費」に「型」を加え訂正するものであります。

79、80ページをお開きください。附則第3条第1項中、後段の部分になりますが、「同項第2号口に規定する（1）に規定する」を「同項第2号口（1）に規定する」に表現を改めるものであります。

以上で新旧対照表の説明を終わりました、次に議案書をご説明いたしますので、議案書の51ページをお開きください。51ページにつきましては、上程文でありまして、栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを上程させていただくものです。

次に、52ページですが、条例の改正案でありまして、栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するというものでありまして、以下につきましては、新旧対照表の部分で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

次に、53ページをお開きください。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第73号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第3、議案第67号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

島田生活福祉課長。

○生活福祉課長（島田林治君） よろしくお願ひいたします。ただいまご上程いただきました平成30年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の24、25ページをお開きください。

3款1項3目高齢福祉総務費、補正額162万円の増額であります。説明欄、介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計の補正に伴う一般会計からの繰出金を増額補正するものであります。

次に、26、27ページをお開きください。3款3項1目生活保護総務費、補正額162万円の増額であります。説明欄、生活保護運営対策事業費につきましては、法制度改正による生活保護基準額等の見直しに伴う生活保護システム改修委託料を増額補正するものであります。

続きまして、28、29ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費、補正額509万8,000円の増額であります。説明欄、母子保健事業費につきましては、聴覚障がい児を早期に発見し、早期療育を図るため、全ての新生児が新生児聴覚検査を受けられるよう、新生児聴覚検査費用の一部を公費負担することから、その委託料及び扶助費等を増額補正するものであります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。18、19ページをお開きください。14款2項2目3節生活保護費補助金につきましては81万円の増額であります。説明欄、生活保護費補助金につきましては、法制度改正に伴う生活保護システム改修経費に係る国庫補助金であります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した審議に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願ひます。

質疑はございませんか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 29ページなのですが、母子保健事業費の中で乳児健康診査等委託料の関係ですが、これは何名が対象としているのですか。あと、新生児の聴覚検査扶助費も何名なのか、ちょっとお教えいただきたい。

○委員長（古沢ちい子君） 白石健康増進課主幹。

○健康増進課主幹（白石孝江君） よろしく願いいたします。

乳幼児健康診査委託料につきましては、まずその前に対象者につきましては、今年の4月以降に出生したお子さんを対象といたしまして、7月以降に聴覚検査を実施したお子さんには、交付した新生児検査受診票により現物給付とし、さかのぼりの4月から6月に検査を実施したお子さんにつきましては、償還払いで助成を行います。乳幼児健康診査委託料につきましては、4月以降に受診票にて医療機関で検査を実施する分娩施設等委託、医療機関への検査委託料750人分でございます。新生児聴覚検査扶助費は4月から6月に検査を実施、また委託医療機関以外の県外等で検査を実施しました扶助費払いの250人分でございます。

以上でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） ありがとうございます。一人頭幾らぐらいになるのだから、ちょっと済みません。

○委員長（古沢ちい子君） 白石健康増進課主幹。

○健康増進課主幹（白石孝江君） 公費負担額は新生児1人1回5,000円を上限に助成いたします。

〔「わかりました。どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 関連で白石委員。

○委員（白石幹男君） これは当初予算に盛り込まれなかった理由をお聞きしたいのですけれども。

○委員長（古沢ちい子君） 白石健康増進課主幹。

○健康増進課主幹（白石孝江君） 聴覚障がいのお子さんを漏れなく発見するためということで、準備がおくれたということなのですけれども、できるだけお子さんを漏れなく発見するため、4月より受診ができるようにしていきたいということで、今回補正として上げさせていただきました。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

○委員（白石幹男君） はい。

○委員長（古沢ちい子君） ほかにいかがでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 発言は挙手してどうぞ。

関連で。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 違います。

内海委員。

○委員（内海成和君） 27ページの生活保護システム改修委託費なのですけれども、法改正ということが原因だということなのですが、その法改正の内容を教えてください。

○委員長（古沢ちい子君） 島田生活福祉課長。

○生活福祉課長（島田林治君） お答え申し上げます。

生活保護の基準の見直しにつきましては、本年10月から3年をかけて段階的に行うこととなりました。見直し内容につきましては、生活扶助費においては、年齢階層による扶助費の算出方法が8階層から6階層に変更になることとか、あと児童養育加算の対象者が中学生から高校生までに拡大されること、母子加算が減額となることなどの、3年をかけての経過的措置を踏まえた段階的な見直し、また大学等に進学した際の進学準備給付金の創設というのが主な改正点です。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 3年かけて段階的というのですけれども、3年ごとにまた162万円、金額は別として、そういう形でかかってくるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 島田生活福祉課長。

○生活福祉課長（島田林治君） 今回のシステム改修で3年間の段階的な見直しを含めてのシステム改修ですので、今回だけです。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 委託先というのは、どこを考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 島田生活福祉課長。

○生活福祉課長（島田林治君） 現在北日本コンピューターサービスというところで、そこのシステムを利用しておりますので、そこの会社のほうにお願いする形になると思います。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） その値段というものは、そこの北日本コンピューターサービスが言うてくるものを、そのままという形になるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 島田生活福祉課長。

○生活福祉課長（島田林治君） そのとおりでございます。

○委員長（古沢ちい子君） いいですか。

○委員（内海成和君） はい。

○委員長（古沢ちい子君） ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第67号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の皆様はご退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第4、議案第68号 平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第68号 平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開き願います。平成30年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ323万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億6,160万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

今回の補正予算でございますが、平成30年度施行の介護保険制度改正に当たり、コンピューターシステムの改修が必要になったことによるものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書62、63ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の補正額は323万9,000円を増額するものであります。説明欄の介護保険システム改修事業費につきましては、平成30年度施行の介護保険改正に伴う介護保険システム改修委託料であります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、60、61ページをお開きください。4款2項4目介護保険事業費補助金の補正額は161万9,000円を増額するもので、システム改修に対する国からの2分の1の補助金であります。

次の9款1項4目その他一般会計繰入金の補正額は162万円の増額で、一般会計からの事務費繰入金であります。

以上をもちまして、平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 初歩的で申しわけありませんが、介護保険の対象者というのは何人いますか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 基本は第1号被保険者、65歳以上の方になりますので、本年の3月31日現在で4万8,363人になります。

〔「40歳から」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 40歳から64歳の方につきましては、基本的には第2号被保険者という、そういう形になりますが、医療保険者が管理をしていくという部分のところ、市町村の、いわゆる被保険者の台帳の中には載ってこない、そういう形になりますので、人口の部分のところというものについてお答えをするような形になるかと思えますが、若干調べますので、ちょっとお時間をいただければと思います。

お待たせしました。平成29年度の数字、ちょっと先ほどの数字とずれてしまいますけれども、5万4,238人になります。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） ありがとうございます。保険料の話なのですが、最低で幾らなのか、最高で幾ら払っているのか、ちょっとお聞きしたい。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 第7期、今年度、平成30年度から新しい保険料になりまして、第1段階という一番所得の低い方につきましては、年間で3万3,600円になります。一番高所得の第12段階という方、こちらの方につきましては、年間で16万8,000円になります。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） ありがとうございます。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第68号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時46分)